

# 五色浜自治会役員選出規定

本規定は、住みよい明るい地域社会の確立のため、自治会役員の公平・公正に選出することを目的として作成されたものである。

第1条 選出方法は、五色浜自治会地域を区分けすることなく6名を選出することとし、新任3名、留任3名の構成を基本とする。

第2条 各役員の役割は第4条に規定されたものを除き、当該役員会において選出された候補者間の協議により付与決定するものとする。

第3条 監事は、前年度の会長が後進の指導を目的として就任するものとする。したがって該当者の任期は3年となるものである。

なお特段の理由により前年度会長がその任を担当することができない場合は、前年度理事（地域担当）、同理事（衛生委員）の順位で代行者を選任するものとする。

第4条 会長職は前年度の副会長、衛生委員（理事）は同書記、地域担当（理事）は同会計が担当することとする。

第5条 本選出方法の確立のため、役員におかれでは、毎年9月末日までに次期役員候補者の選出を行い、10月度役員会にて報告するものとする。

第6条 次期役員候補者は、11月度役員会より役員会に参加し、役割について協議決定するとともに、次年度事業計画・事業予算案の審議に参加するものとする。ただし、役員としての活動は総会承認後から翌年総会までとする。

## 附則

1. この規定は平成25年3月25日より施行する。
2. この規定の変更は、総会の承認を以て改正出来るものとする。
3. 役員数の削減、選出区域区分の見直しについて、平成30年3月25日の通常総会で承認されたので一部改定し即日施行する。
4. 選出区域区分の廃止について、令和3年3月21日の通常総会で承認されたので一部改定し即日施行する。